

# 国際教養大学奨学寄附金寄附取扱規程

平成 16 年 4 月 1 日  
理 事 長 決 定  
規 程 第 93 号

(趣旨)

第1条 国際教養大学における奨学を目的とする寄附金（以下、「寄附金」という。）の受入れ及び経理については、国際教養大会計規程、その他の規程又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「学生等」とは、学生、研究生、科目等履修生（特別科目等履修生、短期外国人留学生を含む。）、聴講生及び特別聴講学生をいう。

(受入れの原則)

第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業に充てることを目的として受け入れるものとする。

- (1) 学生等に貸与又は給与する学資
- (2) 学生等に貸与又は給与する図書、機械等の購入費
- (3) 学術研究に要する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

(審議機関)

第4条 公立大学法人国際教養大学理事長（以下、「理事長」という。）は、寄附金の受入れにあたり、必要に応じその目的、条件等について大学経営会議に諮り、意見を聞くことができる。

(寄附金の返還)

第5条 寄附金を受入れた後は、特に理事長が認めた場合を除き、返還しない。

(受入れの制限)

第6条 寄附金は、次の各号に掲げる条件が附されているものは、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は無償で使用させること
- (3) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育又は学術研究上支障があると認められる条

件

(寄附受入れの申請)

第7条 寄附金を寄附しようとする者は、「奨学寄附金寄附申込書」(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(寄附受入れの決定)

第8条 寄附金の受入れは、理事長が決定する。

2 理事長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に対し、様式第2号により通知するものとする。

(礼状等の送付)

第9条 理事長は、寄附金が納付されたときは、寄附者に礼状(様式第3号)及び領収書(様式第4号)を送付するものとする。

(寄附金の使途及びその変更等)

第10条 寄附金は、寄附者から示された目的に従って使用しなければならない。

2 寄附金申請者が寄附金の目的を特定していない場合は、寄附金の使途は理事長が決定する。

3 学術研究等に充てた経費で、研究担当者は、寄附金を当該使途に使用することができないこととなった場合において、他の奨学の使途に使用しようとするとき、「奨学寄附金使途変更(移換)申請書」(様式第5号)により学長に申請するものとする。

4 学長が前項の申請を適当と認めたときは、申請者に対し「奨学寄附金使途変更(移換)決定通知書」(様式第6号)により通知するものとする。

(事務処理)

第11条 寄附金は、寄附金債務として受入れるものとし、管理簿を設け管理するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。